



2018年11月8日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役会長 CEO 車谷 暢昭  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び第156条第1項並びに定款第33条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 2億6千万株(上限)  
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合  
約40%)
- (3) 株式の取得価額の総額 7,000億円(上限)
- (4) 取得期間 2018年11月9日から2019年11月8日まで
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付け(注)  
(注) 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付け及び取引一任契  
約に基づく立会取引市場における市場買付け

2. 自己株式の取得を行う理由

当社は、2017年11月19日付「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、東芝メモリ株式会社の株式譲渡(以下「メモリ株式譲渡」という。)完了後、当社グループの財務体質及び事業リスク等を勘案して、適切な株主還元施策の実施を検討し、2018年6月13日付「株主還元の方針に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、メモリ株式譲渡が完了したことにより計上される相当額の譲渡益の一部につい

て、7,000 億円程度を目途とした自己株式の取得による株主還元を可能な限り早く行う方針を決定いたしました。また、2018 年 8 月 8 日付「(開示事項の経過) 全社変革計画「東芝 Next プラン」について」にて公表いたしましたとおり、自己株式取得の手法等については、自己株式立会外買付取引制度 (ToSTNeT-3) を利用した買付け等を含め、法令上の制約や当社株式の需給への影響、また、今後の経済環境、事業環境、策定中の「東芝 Next プラン」の内容等を考慮し、可能な限り早く自己株式取得を実施できるよう、具体的に検討してまいりました。

当社は、本日 2018 年 11 月 8 日付けにて「東芝 Next プラン」を公表いたしました。成長分野への集中投資、調達改革、営業改革、生産体制見直し等による基礎収益力の徹底強化、内部統制拡充によるリスク管理を柱とする具体的施策の実行により、企業価値の最大化を通じた株主価値向上を実現してまいります。

他方、当社は、「東芝 Next プラン」の策定を進めながら、改めて株主還元のあり方について慎重に検討いたしました。その結果、成長分野への投資等、「東芝 Next プラン」の実行に必要な原資は確保しつつ、メモリ株式譲渡が完了したことにより計上される相当額の譲渡益のうち当面活用の予定がないものについては、今後の成長投資余力の確保、事業の性質等を踏まえた健全な株主資本比率の維持を勘案し、リスク耐性を阻害しない範囲でその一部を株主の皆様へ還元させていただくことが、ROE (Return On Equity, 株主資本利益率) の向上等につながり、資本コストを考慮すれば、株主価値の更なる向上という観点から適切であると判断いたしました。その詳細は次のとおりです。

#### (1) 自己株式の取得規模について

2018 年 9 月末日を臨時決算日とする臨時計算書類に基づき算出される分配可能額は 1 兆 1,679 億円ですが、本日公表いたしました業績予想の基礎となった、下期に発生すると見込まれる単独決算の損失の額約 1,800 億円を控除すると、2019 年 3 月末日現在の分配可能額は 9,900 億円程度となると見込まれます。また、本日 2018 年 11 月 8 日付「剰余金の配当及び配当予想の修正に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、自己株式の取得による株主還元とは別に、2018 年 12 月末日を基準日として 1 株当たり配当金 20 円の剰余金の配当を実施することを本日開催の取締役会において決定しております。これに、メモリ株式譲渡契約に基づく特別補償の上限や証券訴訟 (現時点の訴額合計約 1,780 億円) 等、今後顕在化するリスク等について考慮した結果、現時点における自己株式の取得規模としては 7,000 億円という金額が適正であると判断いたしました。

なお、1 年間の取得期間中に取得価額の総額及び取得株式の総数が上限に達しない可能性があります。

#### (2) 株主還元の方法について

株主還元の方法については、7,000 億円という金額規模を剰余金の配当として還元した場合には配当額が一時的に突出することに加え、発行済株式総数 (6 億 5,209 万 5,733 株) が発行可能株式総数 (10 億株) の半分を超え相当多数になっていること、そのため将来の EPS (Earnings Per Share, 一株当たり利益) 及び DPS (Dividend Per

Share, 一株当たり配当金) の改善という観点からも、自己株式の取得の方法によることが適切と判断いたしました。

(3) 自己株式の取得方法について

今回の自己株式の取得は、その規模が最大で時価総額の 30%強となる大規模なものとなることから、現時点の市場における当社株式の流通量や関連法令等への適合性も踏まえ、大規模な自己株式の取得を安定的、かつ、着実に実施することを目的として、我が国において自己株式の取得方法として一般的に用いられている自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による市場買付けと取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付けとを組み合わせるのが適切と判断いたしました。なお、立会取引市場における市場買付けのための証券会社に対する取引一任契約は双方解約不能な契約とすることを意図しています。

(4) 取得期間について

自己株式取得の期間については、その規模が最大で時価総額の 30%強となる大規模なものとなること、現時点の市場における当社株式の流通量等を考慮した結果、会社法において取締役会決議により定めることができる取得期間の上限である 1 年間を取得期間とすることといたしました。

(5) 株式の消却について

取得した自己株式については、一定以上の自己株式は適宜消却を行う予定です。

3. 今後の見通し

本件による 2018 年度の当社業績予想への影響はありません。

(ご参考) 2018 年 9 月 30 日時点の自己株式の保有状況 (株式併合実施前 (注))

発行済株式総数 (自己株式を除く)	6,516,636,881 株
自己株式数	4,320,455 株

(注) 当社は、2018 年 10 月 1 日付にて当社株式について 10 株を 1 株にする株式併合を実施しています。

以 上